

総務委員会記録（速報版）

令和8年9月4日開催

付議事件

3 第96号議案 令和7年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について

○奈良崎久和委員長 付議事件3、第96号議案 令和7年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第96号議案令和7年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

本議案は地方公営企業法第32条第2、項の規定により利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4、項の規定により競走事業会計決算の認定をお願いするものでございます。なお、予算執行の結果として利益が生じ、その利益の処分を含めて決算としていることから、一つの議案として提出させていただいております。

また、剰余金の処分については決算書の116ページに、令和7年度府中市競走事業剰余金処分計算書（案）としてお示ししてございますが、説明はページ順に行わせていただきます。

それでは、決算書の110、111ページをお開き願います。令和7年度府中市競走事業決算報告書でございます。

（1）の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては予算額946億3,952万8,000円に対しまして、決算額883億500万9,000円、執行率93.3%、支出につきましては予算額916億3,291万円に対しまして、決算額846億315万4,000円、執行率92.3%でございます。続きまして、（2）の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、令和7年度は執行がございませんでした。

112、113ページに移りまして、支出につきましては、予算額30億9,272万7,000円に対しまして、決算額30億9,272万5,000円、執行率99.9%でございます。なお、欄外には資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額30億9,272万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,810万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,462万3,000円及び当年度利益剰余金処分額29億円で補填したとして補填財源の説明を付しております。

ここまでの令和7年度府中市競走事業決算報告書の内訳につきましては、後ほど決算事項別明細書に沿って、詳しく御説明させていただきます。

115ページに移りまして、令和7年度府中市競走事業損益計算書でございます。1、営業収益は881億6,462万円、2、営業費用は831億8,228万3,000円、この差額である営業利益は49億8,233万7,000円でございます。3、営業外収益は1億3,312万7,000円、4、営業外費用は14億7,171万1,000円。先ほどの営業利益に、この差額を加えた経常利益は36億4,375万2,000円、1行下の当年度純利益36億4,375万2,000円は同額でございます。

続いて、前年度繰越利益剰余金は45億7,130万円となり、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は82億1,505万2,000円でございます。

116、117ページに移りまして、上段は令和7年度府中市競走事業剰余金計算書、下段は令和7年度府中市競走事業剰余金処分計算書（案）でございます。

初めに、令和7年度府中市競走事業剰余金計算書でございますが、こちらは資本金と剰余金の当該年度中の増減についてお示ししたものでございます。

次に、令和7年度府中市競走事業剰余金処分計算書（案）は、議案の前半部分、令和7年度府中市競走事業会計の剰余金の処分について案を御提示して、今般、総務委員会にお諮りするものでございます。お諮りする内容といたしましては、当年度末処分利益剰余金82億1,505万2,000円は、一般会計に26億1,000万円、公共用地特別会計に2億9,000万円を繰り出し、残り53億1,505万2,000円は繰越利益剰余金として、翌年度へ繰越し処分するものでございます。

118、119ページに移りまして、令和7年度府中市競走事業貸借対照表でございます。見開き左ページに資産、右ページには負債及び資本となっており、表示金額は令和8年3月31日現在の残高です。内訳については記載のとおりで、左ページ一番下の資産合計171億1,339万1,000円は、右ページ中段の負債合計32億4,390万円に、下から2行、目の資本合計138億6,949万1,000円を加えた一番下、負債資本合計171億1,339万1,000円と同額で一致しております。

122、123ページに移りまして、122ページは令和7年度府中市競走事業キャッシュ・フロー計算書でございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、本業を営むことで生み出されたお金の流れ、2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、設備投資等に係るお金の流れ、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、繰出金等お金の流れについてお示ししており、これら資金変動の結果、資金期末残高は81億7,564万5,000円でございます。

次の123ページから125ページまでは収益費用明細書になり、123ページは損益計算書の収益に係る内訳明細書でございます。収益合計は、882億9,774万8,000円でございます。

124、125ページに移りまして、こちらは損益計算書の費用に係る内訳明細書でございます。費用合計は、846億5,399万5,000円でございます。

126、127ページに移りまして、固定資産明細書でございます。こちらは（1）有形固定資産及び（2）無形固定資産について、当年度中の変動を表したものでございます。

128、129ページに移りまして、128ページから129ページにかけては、財務諸表などを作成するに当たっての注記でございます。

131ページに移りまして、131ページは令和7年度府中市競走事業報告書でございますが、1の概況、（1）の総括事項、アとして損益の状況について、イとして勝舟投票券売上状況について、132、133ページに移りまして、132ページは、ウとして当年度の主な事業について御報告させていただいております。次に、（2）の経営指標に関する事項につきましましては、経営状況を評価する指標として本市では、営業収支比率、経常収支比率、当座比率及び自己資本構成比率の4つを採用しており、133ページには、この4つの指標の推移を掲載しております。次の、（3）は認定議案を含んだ議会議決事項、134、135ページに移りまして、（4）は職員に関する事項について掲載しております。

次に、2の業務、（1）の業務量でございますが、アとして自場開催実績について、イとして自場開催発売形態別売上状況について、ウとして場間場外発売開催実績について、それぞれ当年度の実績と前年度との比較を掲載しております。136、137ページに移りまして、136ページ、（2）の事業収入に関する事項、（3）の事業費に関する事項でございますが、各収益・費用につきまして、当年度の実績と前年度との比較を掲載しております。次に、3の会計、（1）の重要契約の要旨についてでございますが、こちらは長期のファイナンスリース契約を掲載しております。137ページの（2）のその他、ア資産の譲渡等の対価以外の収入の使途についてですが、こちらは消費税の確定申告時に必要な、不課税収入の使途の特定を行う過程において、（ア）から（エ）までその内容を明記したものでございます。

138、139ページに移りまして、ここからは、決算事項別明細書に基づき、決算報告書の明細について詳しく御説明申し上げます。

初めに、収益的収入でございますが、款の1競走事業収益、項の1営業収益、目の1開催収益は、勝舟投票券発売金です。備考欄には、発売形態別の金額を記載しており、

1の本場の発売金は前年比7.4%の減、3の電話投票発売金は前年比5.6%の増、全体では前年比2.2%の増でございます。目の2場間場外発売事務受託収益、備考欄1は、S・G・G・I競走をはじめ、他場のレースを場間場外発売した際の事務受託金収入です。目の3その他営業収益、節の1入場料、備考欄1は27万1,106人分、節の2投票事故収入は執行がございませんでした。節の3払戻時効金収入は、的中・返還舟券の払戻有効期限60日を経過したもの、節の4雑収入、備考欄1は、大田区への納入金2億円のうち2分の1を施設会社から受けるもの、3は、市営立体駐車場、延べ7万1,463台分、正門前平置駐車場、延べ1万5,691台分、4は、グッズ売上金等収入、7は、場内での落とし物、忘れ物として処理された遺留舟券等の拾得金収入8は、ユーチューブの広告料収入、キャッシュレスカードの再発行料収入です。項の2営業外収益、目の1使用料、節の2土地使用料は、正門前平置駐車場敷地内の電柱の設置占用料収入及び市営立体駐車場・正門前駐車場敷地内の自動販売機に係る土地の占用料収入、節の3電気使用料は、市営立体駐車場・正門前駐車場敷地内の自動販売機に係る電気使用料収入です。140、141ページに移りまして、目の2受取利息及び配当金、節の1預金利息は、普通預金口座及び定期預金口座の預金利息。目の3長期前受金戻入、節の1受贈財産評価額は、本場やボートピア等の整備のための資産を一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会や一般財団法人BOATRACE振興会から受贈したものの減価償却費、除却費相当分です。目の5雑収益、節の3助成金は、一般財団法人BOATRACE振興会から助成されたレース場活性化事業支援金、節の4雑収益は、インターネットの回線使用料の過年度精算戻入分です。

以上、収益的収入の合計予算額946億3,952万8,000円、調定額883億500万9,000円、収入率93.3%でございます。

142、143ページに移りまして、次に、収益的支出でございますが、款の1競走事業費用、項の1営業費用、目の1開催費、節の1勝舟投票券払戻金、備考欄1は、払戻還元率売上の4分の3。節の2勝舟投票券返還金、備考欄1はフライング、出遅れ、欠場等による返還金。節の3、法第25条交付金、備考欄1は売上げのおおむね3.23%。節の4、法第30条交付金、備考欄1は売上げのおおむね1.24%。節の5地方公共団体金融機構納付金、備考欄1は地方財政法に基づく公営競技納付金で前年度売上げの20億円までは控除、20億円から50億円までは1.1%、50億円以上は1.2%を乗じて算出するもの。節の6従業員人件費、備考欄1は、本場従事員22人分及び応援従事員4人分の給料、2は、ボートピア河辺従事員11人分の給料、3は、平和島従事員の各種手当、4は、ボートピア河辺従事員の各種手当、5は、平和島従事員の社会保険料等、6は、ボートピア河辺従事員の社会保険料等。節の7販売促進費、備考欄1は、TV、新聞、雑誌、Web、SNS等広告費、2は、場内イベント・ファンサービス費及びファン送迎バス借上料、3は、場内イベント・ファンサービス費の軽減税率のもの。節の8リース料、備考欄1はパソコン、コピー及びファックス等借上料。節の9舟艇費、備考欄1はボート65隻、モーター65基分。節の10施設費、備考欄1は本場施設借上料及び放映機器、新スタンド棟I期における監視カメラシステム借上料、2は、ボートピア河辺施設借上料、3は、ボートピア横浜施設借上料、4は、オラレ上越施設借上料、5は、オラレ刈羽施設借上料。節の11選手費、備考欄1は年間2,160レース分の選手賞金、2は、GⅢ及び一般競走の4～6着選手、延べ5,332人分、3は、スタート無事故賞、荒天敢闘賞、技能賞等の特殊賞金、4は、参加選手、延べ9,803人分、5は、選手の福利厚生費等。節の12委託費、備考欄1及び2は本場開催に係る開催業務委託経費、3は、記載の外向発売所に係る開催業務委託経費、4から6及び、144、145ページに移りまして、7及び8は、それぞれ記載の各専用場外発売場に係る開催業務委託経費、9は、市営駐車場の保守管理等委託経費、10は、電話投票に係る事務委託経費、11は、場間場外発売に係る事務委託経費。節の13分担金、備考欄1は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の会費等、2は、業界の活性化に資するための拠出金、4は、関東圏の5競艇場8施行者で構成する記載

の協議会会費、5は、電話投票システムの借上費、6は、大田区との協定書に基づき、収益的収入で説明いたしました施設会社と本市折半で負担するもの、7は、平和島水質管理所の施設維持管理経費を負担するもの、8は、本市、競走会及び施設会社の三団体で構成し、周辺警備・清掃等三団体協働で実施する地元周辺対策事業、9は、ボートピア河辺の環境整備費、10は、ボートピア横浜の環境整備費、11は、ミニボートピア黒石の環境整備費、12は、オラレ上越の事務協力費、13は、オラレ刈羽の事務協力費、14は、平和島従事員の福利厚生費、15は、ボートピア河辺従事員の福利厚生費、16は、東京支部選手の活動を、本市、競走会及び施設会社の三団体で支援するもの、17は、荒天等によるレース開催中止・順延に伴う選手の宿泊費用、18は、34議会で構成する記載の協議会の年会費、19は、8議会で構成する記載の協議会の年会費、20は、公営競技事業者で構成する記載の連絡協議会会費、21は、G I 競走等実施に伴う式典・イベント等開催経費、22及び23は、当該保険協会年会費、24は、地方公営企業法の全部適用に伴う兼任職員68人分人件費相当額、25は、従事員のインフルエンザ予防接種に係る費用助成。節の14雑費、備考欄1は舟券等の印刷経費、2は、市営駐車場の光熱水費、3は、市営駐車場に係る電話代及び火災保険料等、4は、来場者及び会議の賄いに要したもの、5は、軽減税率適用の賄い、6は、事務用什器等消耗品費、選手等記念品代及び電話回線使用料等公共料金等、7は、軽減税率適用の雑費。目の2場間場外発売事務受託費は他場レースの発売に係るもので、節の1従業員人件費、備考欄1は平和島従事員の給料、146、147ページに移りまして、2は、ボートピア河辺従事員の給料、3は、平和島従事員の各種手当、4は、ボートピア河辺従事員の各種手当、5は、平和島従事員の社会保険料等、6は、ボートピア河辺従事員の社会保険料等。節の2販売促進費、備考欄1は、広告費、2は、イベント・ファンサービス経費及びファン送迎バス借上料。節の3施設費、備考欄1は、本場施設借上料及び放映機器、新スタンド棟I期における監視カメラシステム借上料、2は、ボートピア河辺に係る施設借上料、3は、ボートピア横浜に係る施設借上料、4は、オラレ上越に係る施設借上料5は、オラレ刈羽に係る施設借上料。節の4委託費、備考欄1は、本場に係る業務委託費、2は、記載の外向発売所に係る業務委託費、3から7は、各々記載の専用場外発売場に係る業務委託経費、節の5分担金、備考欄1は、S G等グレードレースに応じて場間場外売上定率を乗じて算出する分担金、2は、ボートピア河辺の環境整備費、3は、ボートピア横浜の環境整備費、4は、ミニボートピア黒石の環境整備費、5は、オラレ上越の事務協力費、6は、オラレ刈羽の事務協力費。節の6雑費、備考欄1は舟券等の印刷経費、3は、他場発売に係る電話回線使用料です。目の3管理費（総係費）、節の1、職員人件費は24人分。節の2月額制会計年度任用職員人件費は平和島及びボートピア河辺の12人分。節の3賞与引当金繰入額は、一般職員及び月額制会計年度任用職員に係る令和7年12月から令和8年3月分の期末・勤勉手当相当額を引当金に積み立てるもの。節の4法定福利費は、一般職員及び月額制会計年度任用職員の共済費等。節の5法定福利費引当金繰入額は、一般職員及び月額制会計年度任用職員に係る令和7年12月から令和8年3月分の期末・勤勉手当に係る共済費等の相当額を積み立てるもの。節の6退職給付引当金繰入額は、一般職員の普通退職等に備えて積み立てるもの。節の7旅費は、職員の管内出張及び管外出張に係る交通費や宿泊費等。節の8投票事故支出は、ボートピア河辺で発生した人為的なミスによる不足金。節の9その他管理費、備考欄1は、産業医1名分の報酬、148、149ページに移りまして、3は、システム関連経費、公認会計士アドバイザー契約に要する経費等です。目の4減価償却費、節の1固定資産減価償却費は、市営立体駐車場や投票関連機器等の固定資産の減価償却に係る経費です。目の5資産減耗費、節の1固定資産除却費は、投票システム機器類等の廃棄に伴う資産価値減少に係る経費です。項の2営業外費用、目の1支払利息、節の2借入金利息は、借入がなく執行はございませんでした。節の3リース支払利息は、投票関連機器等のファイナンスリース契約に係る利息です。目の2消費税、節の1消費税は、営業活動に伴い納付の必要が生じた消費税及び地方消費

税です。目の4雑支出、節の1雑支出は、非課税売上に対する資本的支出の消費税等です。

以上、収益的支出の合計予算額916億3,291万円、支出済額846億315万4,000円、執行率92.3%でございます。

150、151ページに移りまして、次に、資本的収入でございますが、令和7年度は、資本的収入はございませんでしたので、資本的支出について御説明します。

款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設整備費は、新たにキャッシュレス投票システムを導入したことに伴い、既存の投票機器にキャッシュレスカードの精算機能を追加した際に発生した経費です。目の2資産購入費は、新スタンドの什器類等の購入に要した経費です。目の3リース債務支払費は、投票関連機器等のファイナンスリース契約に基づくリース債務の支払いに係る経費です。項の3利益剰余金繰出金、目の1他会計繰出金は当初予算の時点においては、節の1一般会計繰出金に19億3,000万円、節の2公共用地特別会計繰出金に6億7,000万円を予算計上しておりましたが、決算時には一般会計繰出金に26億1,000万円、公共用地特別会計繰出金に2億9,000万円を繰出金とするため、補正予算で対応したものでございます。

以上、資本的支出の合計予算額30億9,272万7,000円、支出済額30億9,272万5,000円、執行率は99.9%でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明は省略となりますが、舟券売上状況等について、担当部から御報告があるとのことですので、報告をよろしく願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 初めに、本日は平和島開催前日の準備に伴いまして、議事日程に御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 それでは、御審議いただく前に、令和8年度の舟券売上状況等につきまして、令和8年8月23日、府中市開催71日終了時点の状況を、資料に基づき御報告をさせていただきます。

お手元の資料、競走事業舟券売上額及び利用者数等についてを御覧ください。

初めに、1の全競走の売上総額等でございますが、本年度の売上総額は304億2,227万6,200円、令和7年度が324億2,075万9,900円で、対前年度比マイナス6.2%でございます。

次に、2の競走の種別ごとの売上総額等でございますが、(1)一般競走でございますが、売上金額の総額は、本年度304億2,227万6,200円、令和7年度は293億5,496万7,300円で、対前年度比プラス3.6%でございます。

次に、1日平均売上額でございますが、本年度4億2,848万2,763円、令和7年度は4億1,345万244円で、対前年度比プラス3.6%でございます。

恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。利用者総数でございますが、本年度は総数659万8,482人、令和7年度は618万9,706人で、対前年度比プラス6.6%でございます。

次に、1日平均利用者数でございますが、本年度は9万2,936人、令和7年度は8万7,178人で、対前年度比プラス6.6%でございます。なお、平和島本場の1日平均利用者数は1,496人で、対前年度比プラス6.3%でございます。

次に、1人当たり購買額でございますが、本年度は4,610円、令和7年度は4,742円で、対前年度比マイナス2.8%でございます。なお、平和島本場の1人当たりの購買額は1万7,287円で、対前年度比マイナス8.0%でございます。

(2)特別競走でございますが、アのGⅠ周年記念競走は、令和8年10月13日から10月18日まで開催いたします。イのGⅡモーターボート大賞は、令和9年1月22日から1月27日まで開催いたします。

以上で、売上状況の報告を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 奈良崎久和委員長 これより、ただいま御報告のありました舟券売上状況等について及び第96号議案について、質疑・意見を求めます。大室委員。
- 大室はじめ委員 よろしくお願ひします。まず、売上げ報告の関係から1点伺ひます。
- 競走事業における舟券売上額及び利用者数の直近の報告がありましたけれども、平和島劇場とオラレ上越の売上高が、前年比でそれぞれ23.3%と42%の増加となっています。その要因について、分かる範囲でお聞かせください。
- また、決算書の関係で、決算説明原稿から、令和7年度は売上げが増加傾向であることや費用の内容などが分かりました。それを踏まえて2点伺ひたいんですけども、1点目が、令和7年度決算の全体の特徴について教えてください。
- 2点目は、昨年度の決算書と比較しますと、売上げが伸びているんですけども繰出金が減っている、その理由について教えてください。
- 以上、お願ひします。
- 奈良崎久和委員長 答弁願ひします。どうぞ。
- 大島孝之開催運営課長補佐 初めに、平和島劇場及びオラレ上越の売上額が増加した主な要因につきましては、比較的購入額の大きいお客様の利用が増加していることによるものと認識しております。加えて、平和島劇場につきましては、本場に近接している立地特性から、両施設を往来しながら舟券を購入されるお客様が増えていることも、売上げ増加の一因であると考えております。
- これらの要因により1人当たりの購入額が伸びたことが、売上額の増加につながっているものと捉えております。
- 奈良崎久和委員長 どうぞ。
- 大神田 香総務課長補佐 2点目の決算の特徴ですが、収入では、販売形態別に占有率が高い電話投票の売上げが伸びていることで、全体の売上げが増加しているほか、利率の上昇を受けまして、大幅に預金利息の収入が増額となっているのが主な特徴でございます。
- 支出につきましては、新スタンド棟I期のオープンに向け、新規事業としてキャッシュレス投票機の設置やコンシェルジュサービスの開始に伴う費用、また、職員などが使用する事務室内の備品の購入など、新スタンドのオープンに伴う経費が発生しているほか、ボートレース平和島のさらなる活性化を図るために、人気アニメとのコラボ企画など、広報宣伝費が発生していることが主な特徴でございます。
- 奈良崎久和委員長 どうぞ。
- 阿部裕樹総務課長 最後に、3点目の御質問でございますけれども、令和6年度と比較いたしますと、売上額は確かに増加しております。しかしながら、新スタンド棟I期のオープンに伴う新規事業の費用が発生したこと、さらには、売上げ連動経費でございます施設借上費の料率につきまして、昨今の物価高騰や人件費の高騰を踏まえまして、施設会社と協議し、令和7年度より料率を見直したことにより、施設借上費が前年度よりも増加したことなどの要因で支出が増額となったため、繰出金の原資となります当年度純利益が減少し、繰出額が減額となっております。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。
- 大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。一部の専用場外などの売上げが伸びた理由と決算の特徴について、分かりました。
- 2回目の質問として、3点伺ひたいと思います。
- 1点目が、電話投票について伺ひます。決算書のシステム139ページに、電話投票による舟券販売金額が記載されておまして、大きな割合を占めているというのが見てとれます。一方で、システム145ページには電話投票関連経費が計上されています。これらの相関関係と市の利益につながる仕組みについて、教えてください。
- 2点目が、新スタンド棟I期のオープンに当たりまして、キャッシュレス投票機の設

置やコンシェルジュサービスを開始したほか、人気アニメとのコラボ企画やプロモーションを展開したという話ですけれども、この内容について、もう少し詳しく教えてください。

3点目ですけれども、繰出金に関係する内容で、システムの112ページに、繰出金の費用も含めた資本的支出の記載があるんですけれども、この表の欄外の説明文について、もう少し詳しく説明をお願いします。

以上、お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 初めに、電話投票の仕組みについてですが、売上金は、まず、施行者である市の収入として計上されます。その後、払戻金や法定交納付金のほか、電話投票システムの運営に必要な委託費やシステム借上費などの経費を支出いたします。

最終的には、売上金からこれらの経費等を差し引いた残額が収益となり、市の利益につながる仕組みとなっております。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 続いて、2点目のキャッシュレス投票機につきましては、お客様の利便性向上と待機列の混雑緩和などを目的として導入したものであり、スムーズな舟券購入による待ち時間の短縮や買い漏れ防止につながっております。また、ためたポイントをオリジナル記念舟券と交換できるサービスなどを通じて、利用促進や新規ファンの獲得にも寄与しているものと認識しております。

次に、コンシェルジュサービスにつきましては、動けるインフォメーションとして場内案内や各種サポートを行うことで、利便性やサービス品質の向上を図っております。また、初心者講習や多言語案内などを通じて、初めて来場される方やインバウンドのお客様にも安心して御利用いただける環境を整えるとともに、顧客満足度の向上及びボートレース平和島のイメージアップに努めております。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○新妻 恵経営企画課長補佐 続きまして、ボートレースをテーマにした人気アニメ「モンキーターン」とのコラボ企画についてですけれども、平和島駅の看板や送迎バスのラッピングのほか、場内において各シーンのパネル展示ですとか、アニメキャラクターが描かれたオリジナルキャッシュレスカードの作成、オリジナルグッズの抽せん会などを行いました。「モンキーターン」とのコラボについては、SNSで発信した当初から反響が大きく、コラボをきっかけに、多くのアニメファンの方に御来場いただくことができました。

そのほか、スタンドの移転に伴う非開催期間には、SNSで新スタンドオープンに関する情報や選手の魅力を紹介する情報を発信いたしまして、新スタンドオープンに向けて機運向上を図ることができたと捉えております。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 最後に、資本的収支に関する御質問ですけれども、資本的収入は、資産の売却や外部からの資金の投入がある際に計上されますが、前年度と同様に、令和7年度においてもそのような収入はございませんでした。

一方で、資本的支出は、資産を購入する際の経費や繰出金になりますが、令和7年度は、30億9,272万5,764円発生しております。そのため、その金額が不足しておりますので、資金を補填し、用意する必要があります。

その補填内容を欄外に説明してしまして、令和7年度の資本的支出額、消費税計算上の調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,810万2,337円、当年度分の減価償却費など現金の支出を伴わない費用等を計上した当年度分損益勘定留保資金1億3,462万3,427円、令和7年度中の営業活動によって生み出された資金、当年度利益剰余金処分額29億円で補填したという内容となっております。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。
- 大室はじめ委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。ただいまの説明で、令和7年度の決算の概要や新スタンドオープン後の状況について、分かりました。
- 3回目ですので、意見を述べさせていただきます。
- 新スタンドのオープンを契機に、時代のニーズに即したキャッシュレス投票機の導入や人気アニメのコラボ企画の実施、新規顧客を想定したサービスの提供など様々な事業に取り組まれて、前年以上の売上げを確保して繰出金の支出にも貢献されていることは、大変評価できるのかと思います。令和10年のグランドオープンまで、あと2年ほどありますので、引き続き、売上げ向上に努めていただければと思います。
- 決算につきましては、認定に賛成いたします。
- 以上です。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。竹内委員。
- 竹内祐子委員 御説明ありがとうございます。今、大室委員の質疑でも分かったところがあったんですけれども、追加で教えていただければと思います。
- キャッシュレス投票機なんですけれども、こちらの詳細について、どのようなものになっているかというところを教えていただければと思います。
- また、アニメコラボをされたということなんですけれども、オリジナルのキャッシュカードという御説明があったと思うんですが、これはどういったものになるのかということ、キャッシュレス投票機との関係性というのはあるのかというところで教えてください。
- また、平和島劇場等の売上げ増については、周辺施設との往来ということがあったんですけれども、平和島ボートレース場の周辺施設はどのようなものがあるかというところを教えてください。お願いします。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 岡村 耕開催運営課長 初めに、キャッシュレス投票機器の詳細についてですけれども、新スタンドにおきましては、独立型のキャッシュレス投票機器を49台、それから、在席投票型のキャッシュレス投票機器を106台導入しておりまして、こちらは、キャッシュレス投票の会員カードを作っていただきますと、カードの中に当日、現金をチャージいたしまして、チャージした現金の範囲内で、専用の機器を用いて舟券を購入できるシステムでございます。
- レースが終わりましたら、カードの中から現金を引き出ししてお持ち帰りいただく、もしくは、翌日以降に繰り越すこともできるようなカードとなっております。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 どうぞ。
- 大島孝之開催運営課長補佐 次に、周辺施設の件でございますけれども、ボートレース平和島の周辺施設には、まず、BIG FUN平和島がございまして、そちらに様々な商業施設が入っているような状況でございます。
- それで、近くに平和島公園という、ちょっと大きめの公園があったり、しながわ水族館があったり、少し先のほうに大井競馬場があったりと、それぞれ往来するような施設がございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 どうぞ。
- 岡村 耕開催運営課長 すみません、1点目の質問で、1点答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。
- オリジナルのキャッシュレスカードの内容についてでございますけれども、こちらは、新スタンドオープン後、すぐに会員になられた方に、アニメ「モンキーターン」のデザインを模したカードを先着2,000名様でお作りしておりまして、こちらが大変好評で、デザイン以外はほかのキャッシュレスカードの機能と一切変わりはないんですけれども、

このカードをお作りしてお配りしたというような状況でございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 委員長、ありがとうございます。キャッシュレス投票機については分かりました。会場内で独立型のものと、座席のほうでも購入できるような形になっているということで、チャージ式ということで、分かりました。

状況によっては残額を引き出しできるということなんですけれども、残額の有効期限であったりとか、幾らまで、チャージできる上限というのがあるのかどうか、教えてください。

オリジナルのコラボキャッシュレスカードが配布されたということで、分かりました。利用する方だったりアニメがお好きな方だったりという方にとっては結構、来場意欲を上げる施策なのかなと思ったんですけれども、今後もしこういったことをやっていくような考えがあるのかということについては、例えば平和島だと、オリジナルキャラクターとかもいたりすると思うんですけど、そういうものを使うようなこともあり得るのかということで、教えていただければと思います。

また、周辺施設については、詳細にありがとうございました。BIGFUN平和島だと映画館であったり、遊ぶ施設があったりということで、年齢層も幅広く、来場される方であったり、公園であったり、水族館であったり、競馬場であったりというところがあるということでしたので、往来をする上での何かしらの連携というんでしょうか、そういったものがあつたりするのか。

例えば府中だと、競馬場だと回遊性を高めるために、スタンプラリーだったり、広報であったりとかすることがあると思うんですけれども、そういったことは平和島競艇と周辺施設では実際に行われているのかどうかというところで、教えてください。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 初めに、1点目のキャッシュレスカードに関する御質問ですが、有効期限というものは一応、10年間という形になっておりまして、ただ、1年間、全く利用がない方につきましては、一度ロックがかかるような形になりまして、再度、御来場いただいた際に、身分証明等を提示していただいて、御本人のカードで間違いないということになればロックを解除するというような形になっております。

また、チャージできる上限額はあるかというところでございますが、今のところ、上限額というのは特に設けておりません。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 まず、平和島との連携事業につきましては今現在、特段これといったものは実施していないようなものであるんですけれども、温泉施設がBIGFUNにあるんですが、そちらのほうに往来する、羽田空港等から来られる外国人の方向けにバスがピストンをしていたりすることがありますので、そちらのほうを御活用して来られる方が、また、近くに平和島があるということで、来られるケースがあるのではないかなと考えております。

以上です。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 すみません、今の周辺施設とのコラボレーションというところで、補足をさせていただきます。

BIGFUN平和島に様々な施設が入っているんですが、こちらの施設を御利用いただいた方と平和島を利用いただいた方と、それぞれ来場ポイントというのがつくようなサービスを従前は行っていたことがありまして、ポイントを一定程度ためていただくとオリジナルの景品と交換ができるというサービスを行っていましたが、新スタンドに

なってからは、今はそのサービスは中止しているところでございます。

また、隣にトンデミというアスレチックパークがあるんですけども、こちらを御利用いただいた、特に親御さん向けに、一度ボートレースの体験はいかがですかということで無料の入場券をお配りしている、こういったようなコラボ企画も実施した過去の経緯がございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁は終わりました。どうぞ。

○新妻 恵経営企画課長補佐 1点、答弁漏れがございますので、お答えいたします。

オリジナルデザインの関係なんですけれども、今後も機会を捉えて、そういった取組はやっていきたいものと捉えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 まず、キャッシュレスカードについては、上限額は特に設けられていないけれども、有効期限としては10年間で、1年間利用がなければロックがかかるというような内容で、分かりました。ありがとうございます。

トラブルがなければと思いますので、丁寧に対応もされていると思いますけれども、よろしく願いいたします。

キャッシュレスカードであったり、キャッシュレス投票をすると、先ほど、ポイント付与ということもありましたので、そういった内容については、いろいろな対応をされていくのかなと思いましたので、今後もお聞きしていければと思います。ありがとうございます。

周辺施設との相互連携みたいなところは、これまでは行われていたけれども、今のところは行われていない状況もあるということで、何かしらやってみて、実際に効果としてはどうだったのかということも、最後にお聞きできればと思います。

羽田空港との話は分かりましたので、大丈夫です。意見は後ほど、はい。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 従来の実施についての効果でございますけれども、一定程度、例えばトンデミに来たお客様が、帰りにお子様を連れて入場券で入ってくるようなケースもございましたり、ポイントを付与することによって、お互いに往来するような状況というのは一定程度、見られたというような状況はございました。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 よろしいですね。ほかにございますか。杉村委員。

○杉村康之委員 お願いします。総務委員会は久しぶりなので、企業局になってから初めてかなと思うので、基本的なことをお聞きしたいんですが、議決内容の処分金のことですけれども、当年度残高が82億円あって、そこから一般会計繰り出しが、一般と公共用地に繰り出しが29億円で、それを差し引いた残りが、53億円は繰越しになるということでしょうか。

それで、82億円あって、そのうちから29億円だけ繰り出すんだけど、残りが53億円というのは、大体毎年、50億円ぐらを残すということなんですか。その数字というのはどういうところから、前期は47億円だったかな、大体そのぐらを毎年残すのはどういう考え方からかということをお聞かせください。

それから、先ほど大室委員も質問していたんですが、システム112ページの資本的支出のところなんです。29億円を補填したというのは、説明は書いてあるんですが、さっきの説明を聞いてもよく分からなかったんですけれども、今、出てきた一般会計等への繰出金が29億円というんですが、ここに補填したというところに29億円が入るというのはどういう意味なのか、分かりやすく説明してもらえませんか。

三つ目ですが、先日、サイドブックス主催の視察で大村市に行ってきたんですけども、ボートレースも見えてきたんですが、すごい施設だし、ここ数年、大村市が全国でト

ップだというのは初めて知ったんですけど、府中市がトップに近いのかなと思っていたら、昔は赤字だった大村市が、今は断トツのトップだということを知ったんですが、その要因は、ナイターをやっている。特に9時以降もナイターをやっているというのが大村市だけだということを聞いて、それが大きな要因だと思うんですが、ナイターは、この間、それを終わってから皆さんにお願いして、全国の繰出金だとか売上げ一覧を、数字をいただいたんですけど、ありがとうございました。

それを見る限り、ナイターが始まる前から大村市が回復しているというのはあったんですけども、ナイター以外の原因で、大村市が赤字になったところから回復してきたというのは、府中市としても参考になるかなと思うんですけども、どういう要因でそこは回復、復活したのかということが、分かるころがあれば教えてください。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 まず、1点目の繰出金の額につきましては、繰出金の金額については原則、当年度純利益の額を基準に、財政当局と最終調整をいたしまして、金額を決定しております。その後、議会の承認を経まして、繰り出しの手続を行います。

繰出金の予算額よりも当年度純利益が多くなる場合につきましては、災害など不測の事態へ対応するために、緊急的な施設整備費などに充当する可能性もございますので、そのような不測の事態に備えて、未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越す予定でございます。

御質問2点目の、29億円の繰出金の補填ということなんですけれども、29億円の内訳としましては、一般会計へ繰り出すものが26億1,000万円、公共用地特別会計へ繰り出すのが2億9,000万円となっております。こちらは資本的支出の予算となりますので、29億円を繰り出すための元手の財源が補填財源ということになります。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 続きまして、ボートレース大村の回復した要因として考えられることについて、御答弁をさせていただきます。

初めに、年間の開催日数については、平和島が180日に対しまして大村市が今、198日で、18日間多いというものがまず一つ挙げられます。

続きまして、特別競走としましてGⅡの生誕祭というものを、大村市は毎年、実施することができるというような状況でございまして、ボートレース大村が発祥の地ということで、GⅡ競走を毎年、実施できるような資格を持っているということもありまして、それによって売上げもその分、多くなるというような状況があります。

続いて、先ほど言った、ボートレース発祥の地としての歴史的ブランド力を十分に生かしているというようなことだったりとか、施設や食文化にも力を入れて、近年ではビッグレースなんかも、グランプリを今年度開催するような状況もありましたし、あとは、大村の水面の特性としまして、インコースが強い、水面を生かして当てやすいというのを前面に押しているというようなところ、あとは、九州内にチケットショップを数多く開設しているというような状況がございまして。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。どうぞ、杉村委員。

○杉村康之委員 ありがとうございます。最初の1件目は分かりました。

2件目がどうしても分からないんですけど、資本的支出の中に繰出金があつて、それが29億円だというのは分かるんですが、補填という意味が分からないんです。資本的収入がゼロで、不足した分を29億円は補填しているという意味がちょっと分からないんですよね。もう一回だけ教えてください。それで分からなかったら諦めて、後で聞きます。

三つ目ですが、大村市のことなんですけど、今、日数だとかGⅡの話を書きましたが、日数は多分、大村市が赤字だったときも、198日はあったんですかね。

あと、最初の開催地だから特別にGⅡを許されているというのは、多分、赤字のときからもそうだったんじゃないでしょうか。赤字だったときから回復したのがどうしてかというのが分かると、府中市の参考にもなるかなということで今、お聞きしているんですけど、昔の駄目だったときというか、赤字だったときの大村市と、ナイターが出る前でも回復していた大村市の、なぜ回復してきたのかというのがもし分かれば、教えてくださいという意味でした。もし分かれば、もう一度お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 それでは、1点目の補填財源の件につきまして、お答えをさせていただきます。

システムの111ページ並びに133ページ辺りをお開きいただきたいんですが、初めに、111ページのところに、収益的収入と収益的支出というものが、決算報告書の中で載っております。これがいわゆる3条予算と言われるもので、損益計算書に影響を及ぼす収入、支出、収益、費用というのは、収益的収入と支出から生まれるというような考え方がございます。

一方で、資本的収入と支出というのがその下に載っております。こちらは資産形成に関わる収入と支出になるわけなんですけれども、こちらの資本的収入が、令和7年度はゼロというような形になっております。

それに対しまして、次のページになりますけれども、システムの113ページでは、資本的支出が30億円以上出ている。通常であれば、それぞれ別の予算になっておりますので、収入がゼロなのに対して支出が30億円あるということが、本来どこからお金を出しているのかということの議論になってきます。

今回の繰出金というのは、その前の収益的収入、支出の費用で生まれた利益の中から、3条予算の、こちらの中から、4条予算と呼んでおりますが、資本的支出に充てているというようなことで、補填財源と呼んでいる部分でございますので、本来であれば二つの予算に分かれているところなんです、その予算間をまたがって支出をしているというような内容になっております。

すみません、説明がこれで足りているかどうか分からないんですが、以上になります。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○小塚栄志ボートレース企業局次長 2点目の大村のほうの取組で参考になることでございますけれども、ボートレース大村は早くから薄暮レース、ナイターレースと、かなり長い期間やっております。そのような中で、先行いたしましてマイルクラブ大村なる事業を行ってまして、こちらのほうは、電話投票の会員が購入されますと、それに伴って、ポイントが舟券の払戻し以外につける形でやられておりまして、こちらのほうのポイントで様々なものを交換できるような、特に現金なども含めまして、業界に先駆けましてやられているというところでブランド化しているというものが、一つの大きな要因ではないかと考えております。

ボートレース平和島におきまして、こういった取組を受けまして、いろいろ取組のほうを進めているところでもございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 ありがとうございます。2件目については、半分分かりました。また後で、平和島に行ったときにでも詳しく教えてください。

大村市のポイントというのは、一つあるんですね。これも、もし参考になるのであれば、府中市でも可能なのかなと思うんですが、あと、現地で馬場さんという局長にお聞きしたんですけど、一つは、ナイターが始まる前の話で、場外をたくさん造ったというようなことも聞いていました。特に最後に印象に残ったのは、市民の皆さんからの応援が大きいということが、大村市内に会場があるので、多くの市民からすぐ応援をもらっているというようなこともお話しされてました。

昨日の比留間議員の話でもないですが、僕も、やっぱり市民の方に理解していただいて応援してもらうという、今でももちろん、一定程度はあると思うんですけど、平和島からの収入が府中市の豊かさを支えているということを、知っている人ももちろんいるけど、知らない人もたくさんいるということは事実だと思うので、そういう意味でも、市民からの応援を得るということは、平和島を盛り上げることで、さらに売上げアップにつながっていくんじゃないかなと思うので、そういうことも考えると、昨日、比留間議員が言っていたような、府中市にも場外発売をできるような場所を造るというのは非常に大事なことかなと、市民の応援を得るという意味でも大きいかなと思うので、それもぜひ検討していただければと私も思いました。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 委員長、ありがとうございます。様々な企業努力としての取組についてもお聞きしてまいりましたし、先ほど杉村委員からもあったように、いろいろな事例も参考にされているということだったんですけれども、そういったところは認める一方で、予算においても、私どもとしては反対しているという立場にございます。

様々な一般会計への繰り出しであったりとか財政に対する貢献というところは認めるところでありますけれども、こうした一定の節度を持った対応を求めていると思いますので、本余剰金の処分及び決算の認定については、反対させていただきたいと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 よろしいですか。ほかに御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決をいたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案について、余剰金の処分を可決及び決算を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○奈良崎久和委員長 挙手多数であります。よって、第96号議案は、余剰金の処分を可決及び決算を認定すべきものと決定いたしました。

1 第84号議案 府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 次に付議事件1、第84号議案 府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○斎藤 隆選挙管理委員会事務局次長 ただいま議題となりました、第84号議案 府中市議会議員及び府中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の新旧対照表により御説明させていただきます。恐れ入りますが、システム2ページ、新旧対照表を御覧ください。

初めに、第8条中、ビラの作成の公費負担額につきまして、「7円73銭」を「8円38銭」に改めるものです。

3ページに移りまして、第11条中、ポスターの作成の公費負担額につきまして、「541円31銭」を「586円88銭」に改めるものです。

4 ページに移りまして、最後に付則でございますが、改正規定の施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 この改正なんですけれども、国の、まず基準に基づいて、府中市でも改正をしていくということなんですけど、この間、こうした金額の改定というのはどの程度行われているのか、定期的に実施されるものなのか、それとも、経済状況であつたりとかそういったものを勘案して行われるものなのか、どのように考えているのかということをお教えください。

○奈良崎久和委員長 1 件、答弁願います。どうぞ。

○斎藤 隆選挙管理委員会事務局次長 この単価の改定につきましては、国のほうは、参議院議員選挙に合わせまして単価の見直しを行って、改定を行っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。そうすると、今後も改定していくと見ていいのかなと思うんですけど、今回は、こういった金額改定については了承したいと思っておりますけれども、委員協議会のときにもちょっとお伝えしたんですけど、この改定とは別で、昨今の物価高騰の影響で、ポスターであつたり、ビラであつたりを印刷する際の原材料の不足であつたりとか、そういったことが見込まれるかと思うんです。

実際にインク不足で、なかなかそういったものが届かなくてという事情があつたんですけども、選挙の際に、印刷工程で不安のないように準備されているのかということについては、確認をさせていただければと思います。

以上です。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○斎藤 隆選挙管理委員会事務局次長 御質問の昨今の物価高騰に伴う影響につきましては、予算を獲得する段階で、令和 9 年度予算の要望のときに対応したような形で予算要求をさせていただきまして、物価高騰に対応したいと思っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

○竹内祐子委員 はい。また直接。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第84号議案は、可決すべきものと決定いたしました。

2 第95号議案 令和 7 年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定について

○奈良崎久和委員長 次に付議事件 2、第95号議案 令和 7 年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 第95号議案令和 7 年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元の特別会計歳入歳出決算書及び決算関係調書に基づき、御説明いたします。なお、ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

98、99ページをお願いします。款の 5 国庫支出金、項の 5 国庫補助金、目の 5 土木費

国庫補助金、備考欄 1 の無電柱化推進計画事業補助金は、都市計画道路 3・4・11号用地など合計 3 事業用地の取得に対するもの。

款の 10 都支出金、項の 5 都補助金、目の 5 土木費都補助金、備考欄 1 の市町村土木補助金は、都市計画道路 3・4・11号用地など合計 3 事業用地の取得に対するもの。

款の 15 財産収入、項の 5 財産運用収入、目の 10 利子及び配当金、備考欄 1 の土地開発基金預金利子は、定期預金等の運用によるもの。項の 10 財産売払収入、目の 5 不動産売払収入、備考欄 1 の土地売払収入は、公売による市有地の売払い 1 か所のほか計 2 か所の売払収入でございます。なお、売払い場所の詳細につきましては、令和 7 年度決算参考資料 85 ページに記載してございまして、場所については 88、89 ページの事業位置図に赤色で表示してございます。

事項別明細書に戻りまして、款の 20、項の 5 寄附金、目の 5 用地取得寄附金、100、101 ページに移りまして、備考欄 1 の会営競馬寄附金は、日本中央競馬会環境整備事業の寄附金。

款の 25、項の 5、目の 5 繰越金、備考欄 1 の前年度繰越金は前年度からの繰越金。款の 30 諸収入、項の 5、目の 5 市預金利子、備考欄 1 の預金利子は、公共用地特別会計の普通預金利子。項の 10 収益事業収入、目の 5 競走事業会計繰入金は記載のとおりでございます。項の 15、目の 5 雑入は執行がございませんでした。

款の 35、項の 5 市債、目の 5 土木債、備考欄 1 の都市計画道路用地取得事業債は、都市計画道路 3・4・11号用地など合計 3 事業用地のための事業債です。

以上、歳入合計は、予算現額 11 億 9,952 万 4,000 円、調定額 12 億 5,706 万 1,000 円、収入済額 12 億 5,706 万 1,000 円、調定額に対する収入率は、100%でございます。

104、105 ページをお願いします。款の 5、項の 5、目の 5 公共用地取得費、備考欄 1 の管理事務費は、用地取得の事務に要する経費で、この主なものは、不動産鑑定手数料、事務用消耗品費等でございます。備考欄 2 の測量及び物件調査費は、補償算定のための物件等調査を委託したもの。備考欄 3 の分倍河原駅周辺整備事業用地取得事業費、1 は、分倍河原駅周辺整備事業に伴う用地取得業務の委託料、2 は、分倍河原駅周辺整備事業用地の取得に伴う物件等補償料で、10 件分。備考欄 4 の道路用地取得事業費、1 は、宮西町地区道路整備事業に伴う用地取得業務の委託料、2 は、道路用地の取得に伴う物件等補償料の債務負担行為解消分で 2 路線 5 件分、3 は、道路用地の取得に伴う物件等補償料で 1 路線 2 件分、4 は、清水が丘 1・3 丁目地内新設道路用地を取得したもの。備考欄 5 の都市計画道路用地取得事業費、1 は、都市計画道路用地の取得に伴う物件等補償料の債務負担行為解消分で 1 路線 1 件分、2 は、都市計画道路用地の取得に伴う、物件等補償料で 1 路線 1 件分、3 は、都市計画道路 3・4・11号用地など合計 3 事業用地を取得したもの。備考欄 6 の公共用地取得事業費、1 は、本町 4 丁目公共用地及び美好町 3 丁目公共用地を取得したもの。

以上、御説明いたしました各事業の用地取得費等につきましては、施策の成果 284、285 ページに内容を記載してございます。また、用地取得の場所の詳細につきましては、令和 7 年度決算参考資料 86 ページに記載してございまして、場所については 88、89 ページの事業位置図に青色で表示してございます。

事項別明細書に戻りまして、以上、歳出合計は、予算現額 11 億 9,952 万 4,000 円、支出済額 9 億 2,261 万 7,000 円、執行率は 76.9%でございます。

106 ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 12 億 5,706 万 1,000 円、歳出総額 9 億 2,261 万 7,000 円、歳入歳出差引額は、3 億 3,444 万 4,000 円で、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上が、令和 7 年度公共用地特別会計歳入歳出決算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。大室委員。

○大室はじめ委員 よろしくお願ひします。まず、公共用地の特別会計の決算について、2点伺ひます。

1点目が、予算の減額についてです。当初予算が14億8,982万円でしたけれども、最終的な予算額が11億9,952万4,000円で、約2億9,000万円が減額されています。減額になった主な理由は何であったか、教えてください。

2点目が、令和7年度の用地取得の実績についてですが、令和7年度は様々な用地取得が行われていますけれども、特に分倍河原駅周辺整備や都市計画道路について、現在の状況を教えてください。

以上、お願ひします。

○奈良崎久和委員長 答弁願ひします。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 初めに、1点目の予算の減額についてでございますが、令和7年度公共用地特別会計では、3月補正予算において約2億9,000万円の減額補正を行い、予算現額を11億9,952万4,000円としたものでございます。

減額の主な理由でございますが、用地取得に係る権利者との協議を踏まえ、年度内の取得見込みになった案件の物件調査を減額したことによるものでございます。また、用地の取得の確定に伴う国、都の補助金や市債の減額のほか、土地売却収入に伴う財源の組替えを行ったところでございますが、減額補正の主な要因としましては、用地交渉の進捗による用地取得時期の変更によるものでございます。

次に、2点目の用地の取得の実績でございますが、令和7年度の用地の取得につきましては、各事業の進捗に応じて、用地取得及び物件補償のほうを進めてまいりました。

まず、分倍河原駅周辺整備事業につきましては、駅前のたまり空間や駅東側の市道4-139号用地を中心に、物件調査や補償算定を進めるとともに、権利者の皆様への事業説明や個別協議を行いながら、用地取得を進めてきたところでございます。現在は、補償内容の説明や契約に向けた協議を順次進めておりまして、用地取得の本格化に向けた取組を進めているところでございます。

次に、都市計画道路用地につきましては、3・4・11号用地及び3・4・16号用地1期、2期の用地取得を進めるとともに、土地開発公社が先行取得した用地の買戻しを行うなど、事業の着実な推進を図ってまいりました。また、都市計画道路3・4・11号及び3・4・16号用地につきましては現在、進捗率90%を超えていますので、残る用地についても、権利者との協議を継続しながら、事業の完遂に向けて取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、権利者の皆様への丁寧な説明と協議を重ねながら、各事業の進捗に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございました。ただいまの答弁で、減額補正の主な要因や用地の取得時期の変更によるものであるということ、また、分倍河原駅周辺整備や都市計画道路の用地取得について、着実に進んでいるということが分かりました。

今後も、権利者へ丁寧な対応をしていただきながら、事業が着実に進むよう取り組んでいただければと思います。

続きまして、2点伺ひたいんですけれども、1点目が不用額についてです。今回、歳出が9億2,261万7,925円で、執行率が76.9%、約2億7,690万円の不用額が出ていました。公共用地の取得には地権者との交渉があるわけですが、不用額のうち、予定していた用地取得が年度内にできなかったことによるものはどの程度になるのか、また、取得できなかった用地については今後も取得を進めていくのか、伺ひます。

2点目ですが、今後の公共用地の取得についてですが、国や東京都の補助金、市債や寄附金など様々な財源を組み合わせ、公共用地の取得を目指しているわけですが

も、今後も、取得後の整備時期や活用方法まで見据えて、中長期的な視点から計画的に用地取得を進めていく考えがあるのか、市の認識を伺いたいと思います。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 2回目の御質問にお答えいたします。

1点目の不用額についてでございますが、令和7年度決算における不用額の主な要因としましては、一部の用地取得案件において、権利者との補償内容や移転条件に関する協議、調整に時間を要しました。年度内の契約締結に至らなかったことによるものでございます。

不用額の大部分は、こうした用地取得に伴う物件補償の執行残によるものですが、取得に至らなかった用地につきましても、引き続き、権利者の方へ丁寧な説明と協議を行いながら、事業の進捗に合わせて、取得に向けた取組を進めてまいります。

次に、2点目の公共用地の取得についてでございますが、公共用地の取得は、道路や駅周辺の整備など、各事業を推進するために必要なものでございます。このため今後につきましても、各事業の整備計画や事業スケジュールを踏まえながら、国、東京都の補助金や、また、市債などの財源を有効に活用して、計画的かつ効率的な用地取得に努めてまいります。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。大室委員。

○大室はじめ委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

最後に、意見・要望ですけれども、公共用地の取得は、単に土地を買うこと自体が目的ではなく、将来の府中市のまちづくりにつなげる重要な投資だと考えております。今後は、用地取得の優先順位や時期を明確にして、必要な土地を計画的に確保していきたいと思います。

また、国や東京都の補助金、市有地の売却収入、寄附金など、様々な財源を上手に組み合わせながら、取得した土地をできるだけ早く、市民の利便性や府中市の都市価値の向上につなげていただくことを要望しまして、決算につきましては認定に賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 御説明ありがとうございます。先ほどもありましたけれども、分倍河原駅周辺整備事業用地の取得の進捗について、もう少し詳細に教えていただきたいのと、都市計画道路3・4・11号、3・4・16号については、残されている部分での交渉上の課題であったり、地権者の方からの御要望としては、どのようなお話を聞いていらっしゃるのかというところを教えていただければと思います。

あと、不用額について、もう少し教えていただきたいのが、なかなか予定どおりにはいかないというところでは、分かるんですけれども、実際の取扱いとしては、不用額が発生した場合の流れというか、今後の予算立ての中ではどのように考えていくのかというところで教えてください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 分倍河原の関係でございますけれども、令和7年度につきましては、主に駅前のたまり空間、駅東側の4-139号用地について、権利者の皆様への事業説明を行いながら物件調査、補償算定を進めております。

また、補償額の算定が完了したところから契約に向けた準備を進めているところでございまして、進捗につきましては現在、全体での進捗率になりますけれども、約10%程度となっております。進捗率が10%となると、ちょっと低いような数値に見えるんですけれども、今現在、過半数以上の経営者の方に物件調査を進めているところでございまして、補償額が確定して、補償の内容の説明を順次行っていますので、今後、進捗のほうも順次増えていく見込みであると考えております。

次に、都市計画道路の状況でございますが、今現在、進捗率90%を超えているということで、残る地権者は、3・4・11号用地につきましては5件の地権者の方、3・4・16号1期の方については残る地権者2件、3・4・16号2期の方については残る地権者1件となっております。こちらのほうの要望で今、地権者の声としましては、なかなか地権者の方の事情によって、契約まで一定の時間については要する案件が中心になっておりまして、具体的には、代替地の検討だったり、建て替え移転計画の整理に時間を要している案件がございますので、こちらについても引き続き、一人一人の事情を配慮しながら、丁寧な説明と協議を粘り強く進めているところでございます。

3点目の不用額でございますけれども、こちらについては今、歳出における不用額が約2億7,600万円ございますが、これについては物件補償の執行残によるもので、3月補正の契約見込みがあった用地については、年度内に契約が成立しなかったために、減額補正を……残額が生じて、翌年度の繰越金となったものでございます。

それで、不用額につきましては、権利者との協議が調った際には速やかに契約を行う必要がありますので、こちらについては、事業計画の取得見込みが見込まれる案件については、必要額というのは計上しておりますが、結果として、契約時期というのが翌年度以降になる場合に、不用額が発生いたしますので、今後、交渉状況等の把握に努めながら、精度の高い予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。用地取得の状況としては、分倍河原駅周辺整備については、全体で見ると10%ということなんですけれども、たまり空間であったり東側のところの物件に対しては、地権者に対しては補償額と説明のほうが進められているということで、分かりました。

割合として見ると、その部分でも、どういう段階で進んでいるのかなど。地権者の方との交渉は進んでいるんですけれども、例えばその物件に入っている、賃貸で借りている事業者の方だったりというところで、個別での対応になってくるかと思うんですけれども、その部分で今、順調に進んでいるのかどうかというところと、全体で見た数字しか、今はないということなんですけれども、どちらかといえば、その事業者が多いエリアについては、もう少し詳細に進捗をつかんでいく必要があるのかなと思いますので、その部分の精査というのも今後、お願いしたいなと思います。

3・4・11号、3・4・16号1期、2期それぞれについては分かりましたけれども、なかなか代替地が見つからなくて難しいというようなことで、住民の方からもお話を聞いたことがあるんですけれども、実際に東京都のほうに対しても、こうした要望を伝えて、もう少しどうにかできないのかということで、対応のほうは府中市としては求めているんでしょうか、その点についてお聞かせください。

不用額については、繰越金にして必要な分を計上していく必要があるということについては分かりました。なかなか交渉上の状況によって、債務負担行為とかそういったふうにはできないのかなと思うんですけれども、考え方としてどういうふうに見るのかということの、もう少し不用額の用途というか、その部分について柔軟にできるのかどうかというところをお聞かせください。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 それでは、順次お答えいたします。

まず、分倍河原事業に関することでございますが、先ほどの繰り返しになりますが、分倍河原の事業用地取得につきましては、一部の案件において、代替地の要望だったり補償内容に関する協議、事業への理解の促進などに時間を要しているところでございます。

一方で、全ての案件が同じ進捗状況ではなく、既に契約済みの案件や物件調査が完了して補償額の算定を進めている案件、補償内容の提示準備を進めている案件などもござ

います。

市といたしましては、進捗している案件については順次、契約手続を進めるとともに、課題を抱える案件につきましても、権利者の意向を丁寧に向いながら、代替地の検討や補償内容の説明などを行い、合意形成に向けた取組を進めているところでございます。

次に、2点目でございますが、こちらの借権の方、営業店舗をされている方でございますけれども、こちらについては営業の継続可否だったり、売上げの影響だったり、やはり移転先の確保、補償内容に関する不安の声というのが寄せられております。

市といたしましては、こうした声を真摯に受け止めて、一人一人といたしますか、1店舗ごとの事情を踏まえた丁寧な説明と個別協議というものを基本としながら、生活再建、事業継続に最大限配慮しながら、用地取得を進めているところでございます。

次に、3点目の代替地の検討を東京都に要望しているのかということでございますけれども、こちらは、移転先がすぐに見つからないというような場合には、事業者の方だったり、希望条件を改めて整理して、条件の優先順位の確認をした上で、候補地採択、検索等をしておりますが、現在、不動産業者だったり宅建協会とも連携を強化しまして、いい土地の状況ですとか物件が見つかりましたら情報提供をいただくような協力依頼のほうをさせていただいているところでございます。

最後に、不用額の件でございますけれども、こちらについてはある程度、契約の見込みがなくなったものについては、3月の補正で減額をしておりますけれども、交渉を年度末ぎりぎりまで行っている姿勢が大事ということはあると思いますので、幾らかの不用額というのが発生してしましますが、用地取得の正確な進捗という管理を引き続き行っていくと考えております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。どうぞ。

○矢島彩子財政課長 不用額につきまして、財政課のほうからも補足をさせていただきます。

先ほどの物件補償の部分で、不用額が生じているというところでございますが、今回の決算におきましては、前年度繰越金というところで計上させていただきまして、用地会計におきましては、3月補正予算を組んでおりますので、そちらのほうで、また事業の進捗、今回で言うと令和8年度というところになりますけれども、そちらの事業の進捗というところを鑑みながら、繰越金をまた充当財源として見ているところになりますので、そういったところで進捗に合わせながら、財源充当をしているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 御丁寧にあありがとうございました。分倍河原駅周辺整備事業においても、丁寧に対応していただきながら、個別の案件についても、それぞれの御要望に沿った形にできるように、できるだけ配慮を求めたいと思います。

また、都市計画道路のほうについても、東京都にできるだけ、また交渉していただきながら、代替地の提案であったりというところも引き続き丁寧に行っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

財政課のほうからも丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。できるだけ進捗の状況を優先するというについて分かりましたので、ありがとうございました。認定には賛成いたします。

以上です。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 ほかに御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第95号議案は認定すべきものと決定いたしました。